

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年八月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパービバホーム橿原店

所在地 橿原市曾我町一六一一ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 環境政策課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。
- (2) 敷地境界での環境基準値を超過しないよう、騒音防止対策に努めること。
- (3) 近隣住民からの公害に関する苦情が発生した場合は、事業者自らが適切に対処すること。
- (4) 騒音規制法及び振動規制法に伴う特定施設の届出が必要な場合は、申請すること。
- (5) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。
- (6) 事業活動に伴って、橿原市内で発生した一般廃棄物（ごみ）（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び橿原市一般廃棄物処理計画に従って分別、保管及び排出を行う等、排出事業者自らの責任において、適正に処理すること。
- (7) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。
- (8) 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

2 公園緑地景観課

橿原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和六年八月二十三日から同年九月二十四日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで